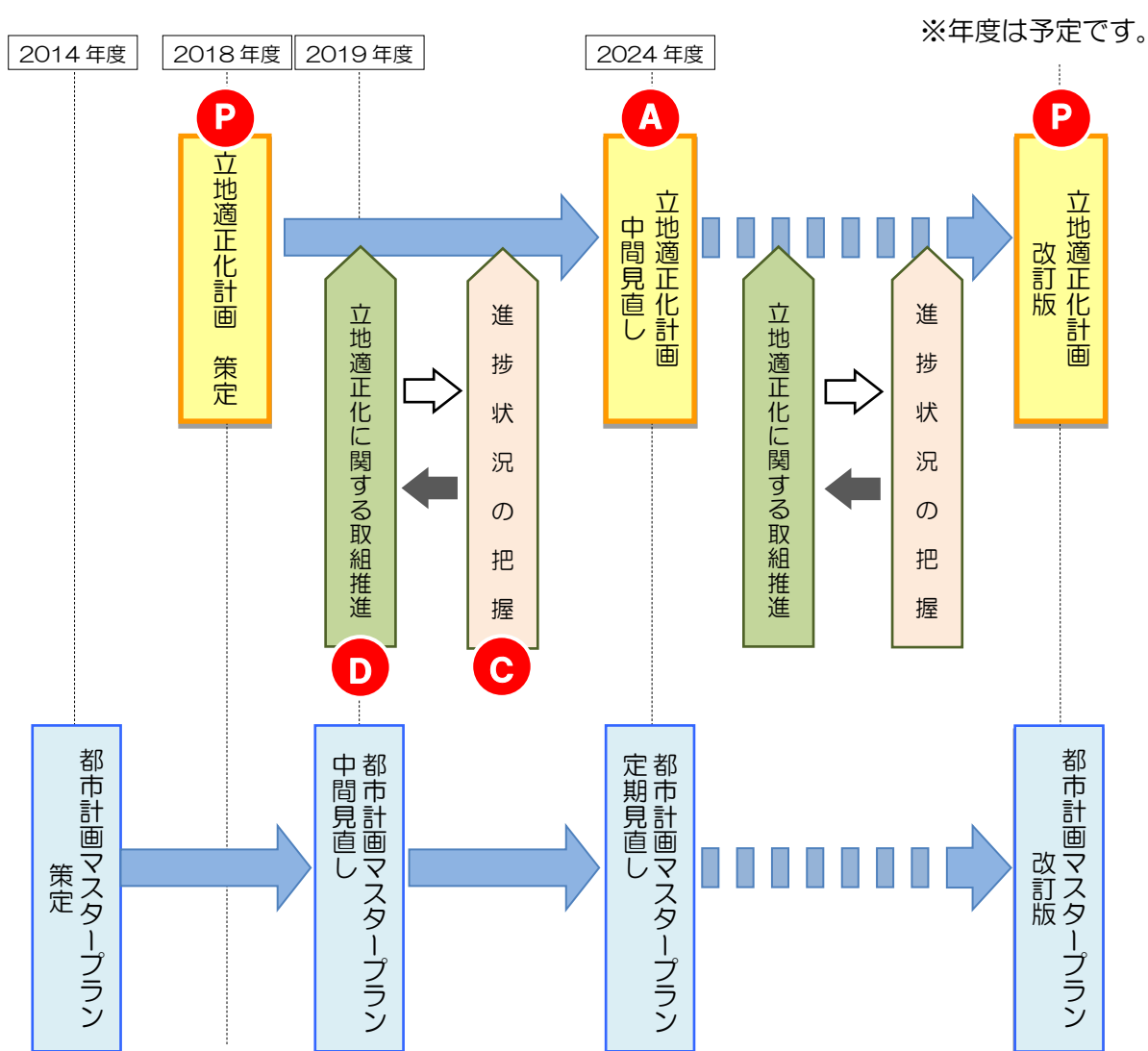


## **第5章 計画の評価と進行管理**

# 1 計画の評価・見直しの方法

立地適正化計画は、法において概ね5年毎に施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとされている一方で、都市計画マスタープランとの綿密な連動も必要です。本市では、都市計画マスタープランを2014年度に改定し、概ね5年後の中間見直しと10年後の定期見直しを行うものとしていることから、今後は、都市計画マスタープランの進行管理の仕組みと連携しながら効率的に評価・フォローアップ作業を進め、両計画の適切な改定を図るものとし、具体的な見直しの時期については、下記のように想定しますが、社会経済状況の変化等により必要に応じて柔軟に対応します。

また、計画策定にあたって立ち上げた庁内組織「庁内連絡協議会」等を活用し、密接に庁内連携を図りながら見直しを進めていきます。



## OPDCA サイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理事務を円滑に進める手法の一つ。

**P** :Plan(計画) ⇒ **D** :Do(実行) ⇒ **C** :Check(評価) ⇒ **A** :Act(改善)

の4段階を繰り返すことにより、業務を持続的に改善させる。

## 2 施策の達成状況に関する指標

立地適正化計画が目指す都市の将来像や都市機能誘導、居住誘導等に係る施策の進捗状況を客観的かつ定量的に把握し、その評価を踏まえた計画や施策の見直し等に資するため、評価指標を定める必要があります。

「第3章 立地適正化に関する方針」で示した「2 立地適正化計画における基本方針」に基づき、各種施策・事業を推進することにより持続可能な都市づくりを実現していく際の目標値について、次のように設定します。

基本方針の 土台となる考え方	現状の暮らしやすい環境の維持・充実を図ります。
基本方針1	郊外部における居住環境の持続を図ります。
評価指標①	居住誘導区域内の人口密度
基準値	[2015年数値] 107人/ha (居住誘導区域内人口270,991人/居住誘導区域面積2,515ha)
目標	[2040年数値] 上記基準値の維持
目標の考え方	各施策の展開により現状の人口密度を維持します。
期待される効果	一定の人口密度が確保されることで、生活利便施設の維持につながり、暮らし続けたい・暮らししてみたいまちの持続が図られます。
評価指標②	公共交通の人口カバー率
基準値	[2015年数値] 87.1% (バス停300m圏人口+鉄道駅周辺800m圏人口235,950人 / 居住誘導区域内人口270,991人)
目標	[2040年数値] 上記基準値の維持
目標の考え方	複数の交通手段が選択できる現状を維持します。
期待される効果	交通アクセスの利便性が維持されることで、暮らし続けたい、暮らししてみたいまちの持続が図られます。 《参考》 バス乗客数：9,127,038人 [2015年数値 市内で運行しているバス3社の合計値]

基本方針2	魅力ある中心市街地の再生を図ります。
評価指標③	都市機能誘導区域における平日昼間の歩行者通行量
基準値	[2017年数値] 25,545人(主要地点*歩行者数の合計値)
目標	[2040年数値] 上記基準値の維持
目標の考え方	人口が減少しても、「次なる茨木」の魅力の向上に資する都市機能の導入などにより、現状の数値を維持します。
期待される効果	平日昼間の歩行者通行量の確保により、公共空間の活用や店舗の新規出店等が進み、賑わいの創出や経済活性化が図られます。

※：2017年に実施した交通量調査により、①JR茨木駅、②市民会館、③本通商店街、④阪急茨木市駅の4か所で、平日10時～17時の間で測定

## ■用語説明(五十音順)

行	用語	意味	該当ページ
あ 行	安心R住宅	耐震性があり、インスペクション（建物状況調査等）が行われた住宅であって、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅。具体的には、次の要件を満たすもの。1)耐震性等の基礎的な品質を備えていること、2)リフォームを実施済み又はリフォーム提案が付いていること、3)点検記録等の保管状況について情報提供が行われること。これにより、「不安」「汚い」「わからない」といった従来のいわゆる「中古住宅」のマイナスイメージを払拭し、「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できるようにする。	74
	インスペクション	建築士、住宅診断士など設計・施工に詳しい専門家が、住宅の劣化レベル、工事不備などを診断し、その改修規模や概算コストの目安を算定し、客観的な立場でアドバイスをすること。	74
か 行	開発許可	都市計画法では開発行為を行おうとする場合には都道府県知事の許可が必要であることが定められており、それを開発許可という。開発許可の制度は都市の周辺部における無秩序な市街化を防止するため、市街化区域および市街化調整区域を区分した目的を担保するとともに、良質な宅地水準の確保、適正な都市的土地利用の実現といった役割をもっており、許可に当たっては、開発の内容等について様々な基準に照らして判断される。	73
	コンパクトシティ	市町村の中心部に居住地や都市機能を集積することによって、市街地の活性化や行政コストの削減を図り、住民の利便性を向上させようとする考え方。	2
さ 行	サードプレイス	自宅(ファーストプレイス)や職場・学校(セカンドプレイス)ではない、一個人としてくつろぐことができる第三の居場所。	19
	市街化区域	都市計画法に基づいて定められる「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」。	3、11、12、その他
	市街化調整区域	都市計画法に基づいて定められる「市街化を抑制すべき区域」。市街化調整区域では基本的に開発行為は制限されている。なお、建て替え、農林漁業のための施設、住民の生活利便施設など居住環境の維持に必要なもので無秩序な市街化を誘発しないものなど、法律で認められるものもある。	12、13、14、その他
	人口ビジョン・総合戦略	政府が2020年までの人口減対策の具体的施策を盛り込んだ「総合戦略」を策定し、すべての地方自治体に、これに対応した「地方版総合戦略」を作ることを求めたもの。	3、4
	総合計画	総合計画は、市町村がまちづくりの目標である将来都市像を掲げ、それを実現するための施策を明らかにするための計画で、体系的、計画的に事業を進めていくための指針となるもの。	3、4
た 行	地区計画	都市計画に定めることができるメニューの一つで、市全体という広い視点ではなく、各地区の特性に応じて、地区内における建築物の用途・形態等に関する制限をきめ細かく定めるとともに、地区の道	13、14、52、69、その他

行	用語	意味	該当ページ
		路・公園等について一体的に計画し、それぞれの地区に相応しい良好な市街地の整備、保全をはかるもの。また、都市計画法に基づき、市街化調整区域において地区計画を定めると、それに適合した開発は可能となる。	
	中心市街地活性化基本計画	人口減少・超高齢社会に対応するため、都市機能の拡散に歯止めをかけ、住宅や商業施設、公共施設等を、アクセスしやすい中心市街地に集約する計画。	3、38、78
	都市計画区域	都市計画の対象となる地域のこと。原則として市の区域又は一定の町村（人口が1万人以上、中心市街地に住んでいる人が3,000人以上などの条件がある）で、一体の都市として総合的に整備・開発・保全すべき区域を都道府県が指定する。	3、7、11、その他
	都市計画区域マスタープラン	都市計画法第6条の2に規定される「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」であり、都市計画区域毎に、都道府県が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針。おおむね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針などを示す。	3
	都市計画道路	都市計画法に基づいて計画された道路。	30
な 行	ネウボラ	フィンランドにおいて、妊娠期から出産、子供の就学前までの間、母子とその家族を支援する目的で、地方自治体が設置、運営する拠点。また、出産・子育て支援制度のことという。	17、19
は 行	ハザードマップ	自然災害による被害を予測して、その被害範囲を地図に表現したもの。	43、44、46、その他
	バリアフリー	高齢者や障害者が社会生活を送るうえで、歩道上の段差や勾配を解消するなど障壁となるものを取り除くこと。また、障害の有無に関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすることを「ユニバーサルデザイン」と呼ぶ。	19、29、31
	ハレ	日常的な普通の生活や状況を指すケ(褻(け))に対して、あらたまった特別な状態、公的なあるいはめでたい状況を指す言葉。	19、63
ま 行	モビリティ・マネジメント	地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や、徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に(=かしこく)利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取組。	30
や 行	用途地域	地域における住居の環境の保護または業務の利便の増進を図るために、市街地の類型に応じて建築を規制するべく指定する地域。都市計画法に基づき、一定のまとまりをもって定められるもので、住居系7種類、商業系2種類、工業系3種類があり、これにより建築することができる・できない建築物の用途が決められる。	13
ら 行	リフォームマイスター制度	安心して住宅リフォームが行えるよう、大阪府が指定した非営利団体「マイスター登録団体」が一定の基準を満たした事業者「マイスター事業者」の情報を提供する制度。	74

## ■立地適正化計画策定までの経過

### (1) 茨木市都市計画審議会・常務委員会での検討経過

回	開催日時	開催場所	議事内容
1	2016年 5月23日(月)	市役所南館10階 大会議室	平成28年度第1回茨木市都市計画審議会 ・常務委員会の設置について
2	2016年 7月22日(金)	市役所南館8階 中会議室	平成28年度第2回茨木市都市計画審議会 ・立地適正化計画について
3	2016年 9月30日(金)	市役所南館3階 防災会議室	平成28年度第1回常務委員会 ・立地適正化計画の基本方針(案)について
4	2016年 11月17日(木)	市役所南館10階 大会議室	平成28年度第3回茨木市都市計画審議会 ・立地適正化計画の基本方針(案)についての報告
5	2017年 3月27日(月)	市役所南館8階 中会議室	平成28年度第2回常務委員会 ・都市機能誘導区域(案)の設定について
6	2017年 7月7日(金)	市役所南館10階 大会議室	平成29年度第1回茨木市都市計画審議会 ・立地適正化計画についての報告
7	2017年 9月22日(金)	市役所南館3階 防災会議室	平成29年度第1回常務委員会 ・立地適正化計画の再整理、居住誘導区域(案)の設定について
8	2017年 11月17日(金)	市役所南館8階 中会議室	平成29年度第2回茨木市都市計画審議会 ・立地適正化計画の再整理、居住誘導区域(案)の設定についての報告
9	2017年 12月22日(金)	市役所南館3階 防災会議室	平成29年度第2回常務委員会 ・立地適正化計画のたたき案について
10	2018年 1月31日(水)	市役所南館8階 中会議室	平成29年度第3回茨木市都市計画審議会 ・立地適正化計画のたたき案についての報告
11	2018年 3月28日(水)	市役所南館3階 防災会議室	平成29年度第3回常務委員会 ・茨木市立地適正化計画(素案)について
12	2018年 5月24日(木)	市役所南館10階 大会議室	平成30年度第1回茨木市都市計画審議会 ・茨木市立地適正化計画(素案)についての報告
13	2018年 7月27日(金)	市役所南館8階 中会議室	平成30年度第1回常務委員会 ・茨木市立地適正化計画(素案)について
14	2018年 8月27日(月)	市役所南館8階 中会議室	平成30年度第2回茨木市都市計画審議会 ・茨木市立地適正化計画(素案)についての報告
15	2018年 11月1日(木)	市役所本館4階 理事者控室	平成30年度第2回常務委員会 ・茨木市立地適正化計画(案)について
16	2018年 11月20日(火)	市役所南館8階 中会議室	平成30年度第3回茨木市都市計画審議会 ・茨木市立地適正化計画(案)について

## (2) 庁内連絡協議会及び研究会での検討経過

回	開催日時	議事内容
1	2016年 8月24日(水)	平成28年度第1回庁内連絡協議会 ・茨木市立地適正化計画に係る基本的な方針(案)について
2	2016年 9月26日(月)	平成28年度第1回庁内研究会(医療福祉部会) ・各関連計画との整合・連携について
3	2016年 9月26日(月)	平成28年度第1回庁内研究会(子育て支援部会) ・各関連計画との整合・連携について
4	2016年 10月20日(木)	平成28年度第1回庁内研究会(財政等部会) ・各関連計画との整合・連携について
5	2017年 3月23日(月)	平成28年度第2回庁内連絡協議会 ・都市機能誘導区域(案)の設定について
6	2017年 9月29日(金)	平成29年度第1回庁内連絡協議会 ・茨木市立地適正化計画の再整理及び居住誘導区域(案)の設定について
7	2017年 11月14日(火)	平成29年度第1回庁内研究会(医療福祉部会) ・各関連計画との整合・連携について
8	2017年 11月15日(水)	平成29年度第1回庁内研究会(子育て支援部会) ・各関連計画との整合・連携について
9	2017年 11月20日(月)	平成29年度第1回庁内研究会(中心市街地) ・各関連計画との整合・連携について
10	2017年 12月20日(水)	平成29年度第2回庁内連絡協議会 ・茨木市立地適正化計画のたたき案について
11	2018年 3月23日(金)	平成29年度第3回庁内連絡協議会 ・茨木市立地適正化計画(素案)について
12	2018年 8月3日(金)	庁内意見募集(～8/10) ・茨木市立地適正化計画(素案)について
13	2018年 10月30日(火)	平成30年度第1回庁内連絡協議会 ・茨木市立地適正化計画(案)について

### 庁内連絡協議会構成員

- (会 長) 都市整備部長  
(副会長) 企画財政部長  
(委 員) 市理事、危機管理課長、政策企画課長、財政課長、市民会館跡地活用推進課長  
文化振興課長、地域福祉課長、保健医療課長、こども政策課長、  
商工労政課長、都市政策課長、北部整備推進課長、道路交通課長  
教育委員会教育政策課長

### (3) 住民説明会の開催結果

回	開催日時	開催場所	開催結果
1	2018年 8月20日(月)	玉櫛公民館 (南ブロック)	出席者：0人
2	2018年 8月21日(火)	沢池コミュニティセンター (西ブロック)	出席者：0人
3	2018年 8月23日(木)	郡山公民館 (北ブロック)	※台風接近により中止
4	2018年 8月27日(月)	庄栄コミュニティセンター (東ブロック)	出席者：5人 [意見交換] ・ 徒歩圏の定義について ・ 居住誘導区域の設定について ・ 策定スケジュールについて ・ 中心市街地のプロジェクトについて など
5	2018年 8月30日(木)	茨木市役所 (中央ブロック)	出席者：7人 [意見交換] ・ 説明会への参加について ・ 交通について ・ 計画策定の趣旨について など



住民説明会の様子



都市計画審議会委員名簿（平成 30 年度）

区分	氏名	職・経歴	備考
学識経験者	建山 和由	立命館大学理工学部教授	会長
	澤木 昌典	大阪大学大学院工学研究科教授	会長代理
	秋山 孝正	関西大学環境都市工学部教授	
	神吉 紀世子	京都大学大学院工学研究科教授	
	鈴木 依子	京都女子大学家政学部准教授	
	藤里 純子	弁護士	
	木村 正文	茨木商工会議所専務理事	
市議会議員	桂 睦子	市議会議長	議会による推薦
	大野 幾子	市議会副議長	
	朝田 充		
	岩本 守		
	大村 卓司		
	稲葉 通宣		
	山下 慶喜		
	河本 光宏		
	中内 清孝		
	辰見 登		
関係 の係 職行 員政 機	長井 順一	茨木土木事務所長	土木事務所長 として委嘱
市民	平田 義行		公募
	美濃部 慎子		

常務委員会（立地適正化計画）委員名簿

区分	氏名	職・経歴	備考
学識経験者	建山 和由	立命館大学理工学部教授	会長
	澤木 昌典	大阪大学大学院工学研究科教授	会長代理
	秋山 孝正	関西大学環境都市工学部教授	
	神吉 紀世子	京都大学大学院工学研究科教授	
	鈴木 依子	京都女子大学家政学部准教授	
	藤里 純子	弁護士	
	木村 正文	茨木商工会議所専務理事	
関係の 職行政 機	長井 順一	茨木土木事務所長	土木事務所長 として委嘱
市民	平田 義行		H30年度
	美濃部 慎子		
	清水 康夫		H28・H29年度
	川本 由貴		
専門委員	紅谷 昇平	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科准教授	防災
	加我 宏之	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授	みどり
	肥塚 浩	立命館大学大学院経営管理研究科教授	医療

